

# 秋の火災予防運動特集

平成27年10月16日発行

消防安全課

☎ 254-0354 FAX 256-7755

平成27年度 全国統一防火標語

## 無防備な 心に火災が かくれんぼ



### 11月9日は119番の日

11月9日から15日までの1週間、全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。これから空気が乾燥し火災が発生しやすくなる冬に備えて、火災から尊い生命と貴重な財産を守るため、火災予防の意識を高めましょう。

火災予防運動期間中は、自治会や事業所、学校などで、防火に関する講話や消火器の取り扱いなどさまざまな訓練を行います。ぜひこれらの行事に積極的に参加して、皆さん一人一人が防火について考え、火災を発生させない地域づくりに取り組みましょう。



市内で起きた火災の様子

### 住宅用火災警報器を設置しましょう

住宅用火災警報器の設置が義務付けられてから7年以上が経過しましたが、設置率は未だに100%に達していません。

まだ自宅に設置していない人は、早急に設置しましょう。



#### 設置していて火災を免れた事例

- ▶ 電気ストーブをつけたまま就寝。布団が電気ストーブに接触して発生した煙で住宅用火災警報器が鳴ったので、枕元に置いてあったペットボトルの水で消火した。
- ▶ 就寝中に台所の住宅用火災警報器が鳴ったので、確認したところ、冷蔵庫の後ろから炎が出ていたので、住宅用消火器で消火した。

### 催しで火気器具を扱う露店などは届け出を

平成25年8月に京都府福知山市で発生した花火大会での火災を踏まえ、昨年、津市火災予防条例が改正されました。

多くの人が集まる催しで対象火気器具等を使用する場合は、消防署への届け出と消火器の設置が必要です。

#### こんな場合は届け出が必要

- ▶ 自治会が主催し、自治会以外の人も参加するイベントで露店を出店する場合

- ▶ スーパーの物産展などに露店を出店する場合
- ▶ 一般開放された文化祭の模擬店で、火気器具を使用する場合



詳しくは最寄りの消防署にお問い合わせください。